



令和7年1月31日  
国土交通省中部地方整備局

## 建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、パナソニックリビング中部株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 にのみや たかゆき 二宮 崇幸、課長補佐 うの きみたか 宇野 公崇

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

# 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

## 記

### 1. 被処分業者

パナソニックリビング中部株式会社

所在地：愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-55

許可：国土交通大臣許可（般・特-6）第21564号

代表者：寺島 秀一

### 2. 監督処分の内容

#### 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
  - ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

### 3. 処分理由

パナソニックリビング中部株式会社は、建設業法第7条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。